

2012年6月4日

独立行政法人 国際協力機構
理 事 渡 邊 正 人 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成24年5月8日付 JICA(ER) 第5-08001号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「インドネシア国クリーンコールテクノロジー（CCT）導入促進プロジェクト（高効率石炭火力発電設備導入促進）」にかかる環境社会配慮におけるドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。
コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 武貞 稔彦

インドネシア国

「インドネシア国クリーンコールテクノロジー（CCT）
導入促進プロジェクト（高効率石炭火力発電設備導入促進）」

（開発調査型技術協力）

ドラフトファイナルレポートに対する答申

答申案検討の経緯

- ワーキンググループ会合
- 日時：2012年5月25日（金）14:00～17:06
- 場所：JICA 研究所（会議室：2階 201 会議室）
- ワーキンググループ委員：石田委員、武貞委員、谷本委員、二宮委員
- 議題：インドネシア国インドネシア国クリーンコールテクノロジー（CCT）
導入促進プロジェクトに係るドラフトファイナルレポートに対する答申案
作成
- 配布資料
 - 1) ドラフトファイナルレポート（DFR）
 - 2) スコーピング助言対応表
- 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）

全体会合（第25回委員会）

- 日時：2012年6月4日（月）14:30～19:24
- 場所：JICA 本部（会議室：2階 229 会議室）

上記の会合により、答申を確定した。

答申

全体

1. 使用が計画されている低品位炭は『自然発火性が高い』ことから、発火にともなう自然や社会環境への負の影響を避けるためにも発火防止・消火などの設備の導入の必要性を報告書で明示し、FS 段階の調査において検討すること。
2. CCS の記述については、本事業との関連性を明確にしつつ、他の CO2 削減技術（泥炭地や森林の破壊に起因する排出の削減、海洋における吸収など）にも言及し、予想される自然や社会環境への負の影響についても併せて報告書に記載すること。

環境配慮（汚染対策、自然環境等）

3. ジャワ島では残された貴重なマングローブ林が計画地にあることから、そのマングローブの多機能性に着目して、FS 段階の EIA において現場調査を行い、必要であれば緩和策を講じることを報告書に記載すること。
4. 盛土材や石材の確保に関して、FS 段階の EIA において採掘による自然や社会環境への負の影響を調査し、建設段階に至る入札書類等に合法的な操業を行っている採掘場から調達するといった条件を付すことを報告書に記載すること。
5. 石炭運搬用の揚炭棧橋・突堤建設とそれらに伴う浚渫・海上土砂投棄については、サンゴ礁、マングローブ林、海洋底部を含む沿岸域と海洋の生態系に対する影響ならびに漁業活動と海上交通への影響が想定されることから、FS 段階の EIA において調査を行い、必要に応じて緩和策を講じることを報告書に記載すること。
6. F/S 段階の EIA においては、建設予定地及び周辺海域の動植物などの生態系の調査を行うことを報告書に記載すること。
7. パンジャン島周辺の漁業活動や海上交通への影響については、環境社会影響の初期評価の結果が、対応する緩和策の記載に十分反映されていない箇所があることから、報告書では整合性を図るために補足説明を記載すること。

8. 発電所からの温排水は、サンゴ礁、ベントス（底生生物）、浮遊期を持つ生物を含む対象海域の海洋生物一般への影響が想定されるところであり、FS段階のEIAにおいて現場調査を行い、必要に応じて緩和策を講じることを報告書に記載すること。
9. 石炭灰の管理について、自然災害による有害物の漏出等のリスクを考慮して、適切に行われる必要があることを報告書に記載すること。

社会配慮

10. 発電所建設予定の敷地内で農業や養殖を営んでいる人々については、今後の移転計画策定において生計維持／向上のための緩和策が取られるようにPLN等に働きかけること。
11. 貧困の定義を明確にしたうえで、当該住民の状況を報告書に記載すること。
12. 質問表（Questionnaire to local people at the assumed project site and surrounding area）による調査結果については、報告書（プレFS、メイン）では充実した記述とすること。

ステークホルダー協議

13. 第一回、第二回のステークホルダー協議については、以下の項目について記載すること。
 - 1) 第一回、第二回のアジェンダ、協議の時間およびそれぞれの参加者（名前が分からなければ人数でも可）と所属組織
 - 2) 意見表明とその意見への回答、対応方針、計画への反映
14. 本調査の第三回ステークホルダー協議では、地域社会組織（CBO）やNGOを含め、より幅広い参加を確保するようインドネシア側に働きかけること。
15. F/S 段階等におけるステークホルダー協議においては、CBO や NGO からの参加を求め、環境面の議論についても十分に時間を費やすこと。

以上